

総務省行政相談センター

まぐみみ沖縄

新型コロナウイルス感染症に 関する生活支援相談窓口案内 (沖 縄 県 版)

新型コロナウイルス感染症により感染が確認された方や経済的影響を受けられた方にお見舞い申し上げます。

沖縄行政評価事務所では、支援措置を講じている関係機関等と協力し、相談窓口に関する情報等を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります。

行政相談専用ダイヤル **0570-090-110** (有料)

おこまりならまる まるくじょう ひやくとおぼん

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 1号館 4階

- インターネットによる相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付

098-866-0158



(注) この資料に掲載している情報は、令和2年12月16日時点の情報で作成しております。
掲載内容については、随時、追加・変更してまいります。

まぐみみ沖縄



総務省行政相談センター

総務省 沖縄行政評価事務所行政相談課 (まぐみみ沖縄)

〒900-0006

那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 1号館 4階

電話：098-866-0148

FAX：098-866-0158

目 次

新型コロナウイルス感染症に関すること
1 感染が疑われる場合 (P. 1)
2 一般的な相談窓口 (P. 1)
3 感染症対策に関する情報等 (P. 2)
4 乳幼児検診 (P. 5)
5 HIV検査 (P. 5)
生活資金に関すること
6 ひとり親世帯への臨時特別給付金 (P. 6)
7 特別定額給付金 (P. 7)
8 生活福祉資金の貸付 (P. 7)
9 生活困窮者への支援 (P. 9)
10 沖縄振興開発金融公庫が融資する住宅ローンの返済 (P. 10)
労働者の支援に関すること
11 労働者への支援 (P. 11)
12 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (P. 12)
事業者の支援に関すること
13 事業者への融資、経営支援等 (P. 13)
14 助成金に関する相談 (P. 14)
15 業種別の相談窓口 (P. 20)
16 業種別の感染拡大予防ガイドライン (P. 21)
17 雇用関係に関する相談 (P. 22)
18 労働保険料の納付猶予 (P. 22)
19 事業者間の取引 (P. 23)
学生への支援に関すること
20 学生支援緊急給付金 (P. 23)
21 奨学金の貸与、返済 (P. 24)
22 学生等の就学・生活相談 (P. 24)
役所の手続きや公共料金の支払いに関すること
23 国税の確定申告の期限延長や、納付が困難な場合 (P. 25)
24 県税の納付が困難な場合 (P. 26)
25 国民年金、厚生年金保険の納付等 (P. 26)
26 国民健康保険税(料)等の納付 (P. 28)
27 運転免許証の更新 (P. 29)
28 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく免許申請等 (P. 29)
29 NHKの放送受信料 (P. 30)
30 電気、ガス、水道料金の支払い (P. 30)

外国人の方の相談に関すること	
31	県内在住外国人の方の新型コロナウイルス感染症に関する相談 (P. 32)
32	県内在住外国人の方の生活相談 (P. 32)
33	在留諸申請の取扱い (P. 33)
34	外国人旅行者の方の相談窓口 (P. 34)
そのほかの相談に関すること	
35	消費者トラブル (P. 35)
36	不当な差別、いじめ等 (P. 35)
37	児童虐待 (P. 35)
38	配偶者等からの暴力 (P. 36)
39	弁護士相談 (P. 36)
40	行政書士相談 (P. 37)
41	こころの悩み (P. 37)
42	Go To トラベル (P. 39)
43	Go To イート (P. 39)
44	Go To イベント (P. 40)
45	Go To 商店街 (P. 40)
(参考 市町村の相談窓口)	
(参考 那覇市 新型コロナウイルスに関する各種支援制度一覧URL)	

1 感染が疑われる場合

- ◆ 沖縄県コールセンターで一般の方からの「電話相談」と「検査を受けられる医療機関の紹介」を行います。保健所から濃厚接触者と特定されていない一般の方は、沖縄県コールセンターにご相談ください。

(これまで保健所に設置していた「帰国者・接触者相談センター」では、一般の方(保健所から濃厚接触者と特定されていない方)からの相談等にも対応しておりましたが、令和2年9月25日から変更となりました。)

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県コールセンター	098-866-2129	24時間

[相談・受診の目安] (厚生労働省 HP 参照)

- ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方(※高齢者のほか、基礎疾患がある方(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

(厚生労働省 HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#soudan)

2 一般的な相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の発生状況、相談窓口等

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省コールセンター	0120-565653	9:00~21:00 (土日祝も実施)
沖縄県コールセンター(再掲) (予防、検査等に関する事)	098-866-2129	24時間
沖縄県新型コロナ対策本部総括情報部 (施設の使用停止の協力要請等に関する事)	098-866-2014	8:30~17:00(平日)

6 ひとり親世帯への臨時特別給付金

- ◆ 子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

(1)基本給付

概 要：児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付(児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象)

対 象 者：① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
② 公的年金給付等(※1)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(※2)

(※1)遺族年金、障害年金、労災年金など

(※2)既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

支 給 額：1世帯 5万円
第2子以降ひとりにつき 3万円

受給手続：<支給対象者①に該当する方>
申請は不要(児童扶養手当を支給している口座へ振込)
<支給対象者②③に該当する方>
お住まいの市町村へ申請が必要

(2)追加給付

概 要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

対 象 者：上記(1)①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

支 給 額：1世帯 5万円
受給手続：お住まいの市町村へ申請が必要

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター	0120-400-903	9:00~18:00 (平日)

7 特別定額給付金

【沖縄県内の市町村では、8月31日をもって申請の受付を終了しました。】

- ◆ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計へ支援を行うため、給付対象者一人につき10万円を給付する特別定額給付金が実施されることとなりました。

相談窓口	電話番号	受付時間
総務省（※特別定額給付金コールセンターは9月末で終了）	03-5253-5111(代表)	9:00～17:00 (平日)

8 生活福祉資金の貸付

- ◆ 沖縄県内の社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。
本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター	0120-46-1999	9:00～21:00 (土日祝日含む)

(沖縄県内の相談窓口)

相談窓口	所在地	電話番号
那覇市社会福祉協議会	那覇市金城 3-5-4 市総合福祉センター内	098-857-7766
浦添市社会福祉協議会	浦添市仲間 1-10-7 市社会福祉センター内	098-877-8226
糸満市社会福祉協議会	糸満市字真栄里 857 市社会福祉センター内	098-994-0563
豊見城市社会福祉協議会	豊見城市字平良 467-4 市社会福祉センター内	098-856-2782
八重瀬町社会福祉協議会	八重瀬町字東風平 1318-1 町社会福祉会館内	098-998-4000
南城市社会福祉協議会	南城市佐敷字新里1870南城市役所内	098-917-5692
与那原町社会福祉協議会	与那原町字上与那原 16-2 町社会福祉センター内	098-945-3016
南風原町社会福祉協議会	南風原町字宮平 697-10 総合保健福祉防災センター内	098-889-3213
久米島町社会福祉協議会	久米島町字儀間 5	098-851-8335
渡嘉敷村社会福祉協議会	渡嘉敷村字渡嘉敷 747 村高齢者生活福祉センター内	098-987-3271

座間味村社会福祉協議会	座間味村字座間味 109	098-987-2084
粟国村社会福祉協議会	粟国村字東 1088 村離島振興総合センター内	098-988-2045
渡名喜村社会福祉協議会	渡名喜村字渡名喜 1860 村多目的活動施設内	098-989-2113
南大東村社会福祉協議会	南大東村字南 144-1村高齢者生活福祉センター内	09802-2-2226
北大東村社会福祉協議会	北大東村字中野 207-2 村複合施設内	09802-3-4103
うるま市社会福祉協議会	うるま市字安慶名1-8-1市健康福祉センター-うるみん内	098-973-5459
宜野湾市社会福祉協議会	宜野湾市赤道 2-7-1 市社会福祉センター内	098-892-6525
沖縄市社会福祉協議会	沖縄市住吉 1-14-29 市社会福祉センター内	098-937-3385
読谷村社会福祉協議会	読谷村字座喜味 2975 村総合福祉センター内	098-958-2939
嘉手納町社会福祉協議会	嘉手納町字水釜 447-1 町総合福祉センター内	098-956-1177
北谷町社会福祉協議会	北谷町字吉原 26-6	098-936-2940
北中城村社会福祉協議会	北中城村字仲順 451 村総合社会福祉センター内	098-935-4520
中城村社会福祉協議会	中城村字添石 236 村老人福祉センター内	098-895-4081
西原町社会福祉協議会	西原町字与那城 135 町社会福祉センター内	098-945-3651
名護市社会福祉協議会	名護市港 2-1-1 市民会館内福祉センター内	0980-53-4142
国頭村社会福祉協議会	国頭村字辺土名 1709 村老人福祉センター内	0980-41-5231
大宜味村社会福祉協議会	大宜味村字喜如嘉 320	0980-44-3800
東村社会福祉協議会	東村字平良 804 村保健福祉センター内	0980-43-2544
今帰仁村社会福祉協議会	今帰仁村字天底 62 社会福祉会館内	0980-56-4742
本部町社会福祉協議会	本部町字大浜 881-4 町地域福祉センター内	0980-47-6655
恩納村社会福祉協議会	恩納村字恩納 6302 村総合保健福祉センター内	098-966-1193
宜野座村社会福祉協議会	宜野座村字惣慶 1898 村地域福祉センター内	098-968-8979
金武町社会福祉協議会	金武町字金武 1842 町総合保健福祉センター内	098-968-3310
伊江村社会福祉協議会	伊江村字川平 364-1 村福祉センター内	0980-49-5104
伊是名村社会福祉協議会	伊是名村字仲田 1163	0980-45-2292
伊平屋村社会福祉協議会	伊平屋村字我喜屋 300 村高齢者生活福祉センター内	0980-46-2477
宮古島市社会福祉協議会 (平良支所)	宮古島市平良字下里315平良老人福祉センター内	0980-72-3193
多良間村社会福祉協議会	多良間村字仲筋 160 村高齢者生活福祉センター内	0980-79-2679
石垣市社会福祉協議会	石垣市字登野城 1357-1 市健康福祉センター内	0980-84-2211
竹富町社会福祉協議会	石垣市美崎町 16-6	0980-84-3302
与那国町社会福祉協議会	与那国町字与那国 255 町保健センター内	0980-87-2471

9 生活困窮者への支援

- ◆ 生活困窮者自立相談窓口では、休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない人に家賃を支給する「住居確保給付金」に関する相談など、生活困窮者の相談を幅広く受け付けています。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により家計や仕事、住まい等について、困りごとや不安を抱えている方は、お住まいの市町村を管轄する自立相談支援機関にご相談ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 住居確保給付金相談コールセンター	0120-23-5572	9:00～21:00 (土日祝日含む)

(沖縄県内の相談窓口)

区分	自治体	相談窓口【事業実施者】	住所	電話番号
町村部	沖縄県(町村管轄)	北部 (管轄:国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村)	名護市大中3-9-1 官公労2F	0980-43-0240
		中部 (管轄:恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村)	沖縄市美原1-11-3	098-923-0881
		南部支所 (管轄:西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町)	那覇市泉崎1-20-1カ フーナ旭橋A街区6階 (グッジョブセンター おきなわ内)	098-917-5407
		南部 (管轄:南部支所と同じ)	南風原町字与那 覇115-1 カマドハ ウス1F	098-851-7105
		久米島町就職・生活支援パーソナルサポートセンター【公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会】	久米島町字儀間 5	098-851-8335
市部	那覇市	那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター【公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会】	那覇市泉崎1-20-1カ フーナ旭橋A街区6階 (グッジョブセンター おきなわ内)	098-917-5348
	宜野湾市	生活福祉課生活支援係【市直営】	宜野湾市野嵩1-1 -1 宜野湾市役所 内	098-893-4480

石垣市	福祉部福祉総務課【市直営】	石垣市美崎町14 石垣市役所内	0980-87-6025
浦添市	自立サポートセンター てだこ未来【市社会福祉協議会】	浦添市安波茶1-1 浦添市役所内	098-875-5065
名護市	くらしと仕事の応援センター さぼんちゅ【市直営+市社会福祉協議会】	名護市港1-1-1 名護市役所内	0980-53-1212 (内線244)
糸満市	糸満市くらしのサポートセンター きづき【市社会福祉協議会】	糸満市潮崎町1-1 糸満市役所内	098-840-8182
沖縄市	沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター【公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会】	沖縄市仲宗根町 35-3	098-923-3624
豊見城市	豊見城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター【市社会福祉協議会】	豊見城市宜保1-1 豊見城市役所内	098-850-1067
うるま市	うるま市就職・生活支援パーソナル・サポートセンター【合同会社クレッシエレ】	うるま市みどり 町1-1-1 うるま市役所内	098-989-3972
宮古島市	福祉政策課地域福祉係【市直営】	宮古島市平良字 西里186 宮古島市役所内	0980-73-1981
南城市	南城市就職・生活支援パーソナル・サポートセンター【市直営】	南城市佐敷字新 里1870南城市役所内	098-917-5334

10 沖縄振興開発金融公庫が融資する住宅ローンの返済

- ◆ 沖縄振興開発金融公庫では、新型コロナウイルス感染症の影響により、同公庫の住宅ローンの返済でお困りの方に、返済期間の延長や、一定期間返済額を軽減するなど返済方法の変更メニューを用意しています。

詳しくは返済中の金融機関（融資の申込先の金融機関）または沖縄振興開発金融公庫にご相談ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄振興開発金融公庫 (融資第三部 委託業務班)	098-941-1885	9:00~17:00(平日)

11 労働者への支援

◆ 特別労働相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響に係る労働条件や退職、解雇等に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局雇用環境・均等室	098-868-6060	8:30～17:15(平日)
宮古労働基準監督署(総合労働相談コーナー)	0980-72-2303	9:30～17:00(平日)
宮古公共職業安定所(職業紹介部門)	0980-72-3329	8:30～17:15(平日)
八重山労働基準監督署(総合労働相談コーナー)	0980-82-2344	9:30～17:00(平日)
八重山公共職業安定所(職業紹介部門)	0980-82-2327	8:30～17:15(平日)

◆ 非正規労働者の相談窓口

「休業手当が非正規社員には支給されない」など、休業手当や労働条件の不利益な取扱いを受けた非正規労働者からの相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局雇用環境・均等室 (令和3年3月31日までの期間)	098-868-4380	8:30～17:15(平日)

◆ 新卒者内定取消等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新卒者の内定取消しや入職時期の繰り下げに関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
那覇新卒応援ハローワーク (ハローワーク那覇)	098-866-8609(代表)	8:30～17:15(平日)

◆ 労働者及び使用者からの労働問題全般に関する相談に対する助言

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県女性就業・労働相談センター	0120-610-223	9:00～19:00(土日祝除く)

◆ 傷病手当金の支給に関すること

被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給されます。

相談窓口	電話番号	受付時間
全国健康保険協会沖縄支部	098-951-2211(代表)	8:30~17:15(平日)

12 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった方に対して、労働者からの申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

対象者：令和2年4月1日から同年12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

申請期限：（休業期間が令和2年4月～9月の場合）令和2年12月31日
（休業期間が令和2年10月～12月の場合）令和3年3月31日

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター	0120-221-276	8:30~20:00(平日) 8:30~17:15(土日祝)

13 事業者への融資、経営支援等

- ◆ 中小企業・小規模事業者等を対象とした売上げの回復、販路開拓等に向けた助言・指導、事業計画の策定支援など経営全般に関する各種相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県商工会連合会 (その他各地域の各商工会でも相談対応)	098-859-6150	8:30~17:15(平日)
・那覇商工会議所(電話・オンライン中心) ・緊急経営相談窓口(中小企業診断士と社会保険労務士による相談)	098-868-3759 (予約制)	9:00~16:00(平日) (緊急経営相談の相談時間 13:00~17:00)
浦添商工会議所	098-877-4606	8:30~17:30(平日)
沖縄商工会議所(1回の相談時間:30分)	098-938-8022	9:00~15:00(平日)
宮古島商工会議所	0980-72-2779	8:30~17:15(平日)
沖縄県中小企業団体中央会	098-860-2525	8:30~17:00(平日)
沖縄県中小企業支援センター (沖縄県産業振興公社)	098-859-6237	8:30~17:15(平日)
沖縄県よろず支援拠点 (電話・メール・TV会議等による対応)	098-851-8460	9:00~19:00(平日) 9:00~17:00(土日祝日)
(独)中小企業基盤整備機構沖縄事務所 (土日は、同機構東京本部に転送)	098-859-7566	9:00~17:15(平日) 9:00~17:45(土日)
商工中金那覇支店	098-866-0196	9:00~15:00(平日)
沖縄県信用保証協会 経営支援課	098-863-5310	9:00~17:15(平日)
沖縄総合事務局経済産業部中小企業課	098-866-1755	9:00~17:00(平日)

- ◆ 中小企業・小規模事業者、フリーランス等を対象とした融資・返済、運転資金等の相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄振興開発金融公庫 本店(中部、北部、宮古、八重山の各支店でも実施) ①中小企業・小規模事業者 ②生活衛生(旅館、飲食店等) ③返済に関する相談	①098-941-1785 0120-981-827(土) ②098-941-1830 ③098-941-1815 0120-964-594(土)	9:00~17:00(平日) 9:00~15:00(土)
沖縄県信用保証協会 本所 (中部、北部、宮古、八重山の各連絡所・分室でも実施)	098-863-5300	9:00~17:15(平日)

◆ 傷病手当金の支給に関すること

被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給されます。

相談窓口	電話番号	受付時間
全国健康保険協会沖縄支部	098-951-2211(代表)	8:30~17:15(平日)

12 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった方に対して、労働者からの申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

対象者：令和2年4月1日から同年12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

申請期限：（休業期間が令和2年4月～9月の場合）令和2年12月31日
（休業期間が令和2年10月～12月の場合）令和3年3月31日

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター	0120-221-276	8:30~20:00(平日) 8:30~17:15(土日祝)

13 事業者への融資、経営支援等

◆ 中小企業・小規模事業者等を対象とした売上げの回復、販路開拓等に向けた助言・指導、事業計画の策定支援など経営全般に関する各種相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県商工会連合会 (その他各地域の各商工会でも相談対応)	098-859-6150	8:30~17:15(平日)
・那覇商工会議所(電話・オンライン中心) ・緊急経営相談窓口(中小企業診断士と社会保険労務士による相談)	098-868-3759 (予約制)	9:00~16:00(平日) (緊急経営相談の相談時間 13:00~17:00)
浦添商工会議所	098-877-4606	8:30~17:30(平日)
沖縄商工会議所(1回の相談時間:30分)	098-938-8022	9:00~15:00(平日)
宮古島商工会議所	0980-72-2779	8:30~17:15(平日)
沖縄県中小企業団体中央会	098-860-2525	8:30~17:00(平日)
沖縄県中小企業支援センター (沖縄県産業振興公社)	098-859-6237	8:30~17:15(平日)
沖縄県よろず支援拠点 (電話・メール・TV会議等による対応)	098-851-8460	9:00~19:00(平日) 9:00~17:00(土日祝日)
(独)中小企業基盤整備機構沖縄事務所 (土日は、同機構東京本部に転送)	098-859-7566	9:00~17:15(平日) 9:00~17:45(土日)
商工中金那覇支店	098-866-0196	9:00~15:00(平日)
沖縄県信用保証協会 経営支援課	098-863-5310	9:00~17:15(平日)
沖縄総合事務局経済産業部中小企業課	098-866-1755	9:00~17:00(平日)

◆ 中小企業・小規模事業者、フリーランス等を対象とした融資・返済、運転資金等の相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄振興開発金融公庫 本店(中部、北部、宮古、八重山の各支店でも実施) ①中小企業・小規模事業者 ②生活衛生(旅館、飲食店等) ③返済に関する相談	①098-941-1785 0120-981-827(土) ②098-941-1830 ③098-941-1815 0120-964-594(土)	9:00~17:00(平日) 9:00~15:00(土)
沖縄県信用保証協会 本所 (中部、北部、宮古、八重山の各連絡所・分室でも実施)	098-863-5300	9:00~17:15(平日)

◆ 沖縄県の融資支援等

(1) 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設（融資限度額拡充）

3年間（最大5年間）、実質無利子、無担保の条件で融資を受けることが可能な資金を創設し、売上高等が減少した事業者に対する金融支援を行っています。

対象：セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の市町村の認定を受けたもの

融資限度額：4,000万円

(2) 中小企業セーフティネット資金

新型コロナウイルス感染症を中小企業セーフティネット資金の融資対象4の災害として認定し、影響を受けられた事業者に対する金融支援を行っています。中小企業セーフティネット資金の融資対象4の災害として認定することで、金利の低減や保証料の免除が可能となります。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班	098-866-2343	8:30～17:15(平日)

◆ 金融機関との取引に関すること

金融庁では、新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関のどの窓口にも問合せをすれば良いのかということのご照会、あるいは、金融機関とのお取引に関するご相談等を受け付けています。

相談窓口	電話番号	受付時間
金融庁 新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル	0120-156811 (IP電話の場合:03-5251-6813)	10:00～17:00 (平日)
沖縄総合事務局財務部 金融監督課	098-866-0095	9:00～12:00、13:00 ～17:00(平日)

14 助成金に関する相談

◆ 雇用調整助成金の特例措置（令和2年4月1日から12月31日まで）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調

整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。

対象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

助成内容：（平均賃金額×休業手当等の支払率）×該当区分の助成率
（1人1日あたり15,000円が上限）

申請期間：支給対象期間の末日の翌日から2か月以内

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999	9:00～21:00 (土日祝含む)
沖縄労働局職業対策課(相談・受付窓口) (各地ハローワークでも実施)	098-868-4013	8:30～17:15(平日)

◆ 沖縄県雇用継続助成金（雇用調整助成金等の上乗せ助成）

国の「雇用調整助成金」及び「緊急安定助成金」の支給を受けた事業主に対する上乗せ助成を実施します（12月末まで延長）。

（※国の助成率が10分の10であるもの、教育訓練・出向によるものは除く。）

相談窓口	電話番号	受付時間
事業主向け雇用支援事業事務局 (グッジョブ相談ステーション)	098-941-2044	9:00～17:00(平日)
沖縄県商工労働部雇用政策課	098-866-2324	8:30～17:15(平日)

◆ 小学校休業等対応助成金

（対象となる休暇取得の期間を令和3年2月末まで延長予定）

対象：令和2年2月27日から同年12月31日までの間に、一定の要件を満たす子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

- 申請期間：○ 令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分
 ⇒令和2年3月18日から同年12月28日まで
 ○ 令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分
 ⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999	9:00～21:00 (土日祝含む)
沖縄労働局(特別相談窓口)	098-868-4380	8:30～17:15(平日)

◆ 妊婦の休暇取得支援に関する助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金）
 （有給の休暇制度の整備・労働者への周知期限を令和3年1月末まで延長予定）

対 象：令和2年5月7日から同年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備、周知するとともに、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

助成内容：対象労働者一人当たり有給休暇計5日以上20日未満で25万円、以降20日ごとに15万円加算（上限額は100万円まで。1事業所当たり20人まで。）

申請期間：令和2年6月15日～令和3年3月1日

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局雇用環境・均等室	098-868-4403	8:30～17:15(平日)

◆ 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響をうける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金（中小企業等は200万円、個人事業者等は100万円）を支給します。

- 対 象：1. 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること（中小企業等の場合）
 2. 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今

後も事業を継続する意思があること

3. 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること

給付内容：200万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額

申請期間：令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

相談窓口	電話番号	受付時間
経済産業省 持続化給付金事業コールセンター	【9月1日以降に申請の方】 0120-279-292 (IP電話の場合:03-6832-6631)	8:30~19:00(日~金)
	【8月31日以前に申請の方】 0120-115-570 (IP電話の場合:03-6831-0613)	

持続化給付金の申請はホームページからの電子申請を基本としていますが、電子申請の方法がわからない方等に対して、申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行います。

申請サポート会場の利用には事前予約が必要です。予約は、ホームページ【URL：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>】又は以下の電話相談窓口から行えます。
(次ページに続く)

【沖縄県内の申請サポート会場】

市町村	申請サポート会場
那覇市	泊ふ頭旅客ターミナルビル2F

予約窓口	電話番号	受付時間
経済産業省 持続化給付金事業コールセンター	0120-279-292 (IP電話の場合: 03-6832-6631)	8:30~19:00(日~金)

◆ 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等に対して

補助します（上限額：100万円）。

業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、上限50万円を上乗せします。

詳しくは、お近くの商工会又は商工会議所までご相談ください。

※ 第5回締切り：2020年12月10日（木）【郵送：必着】

相談窓口	電話番号	受付時間
日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局	03-6747-4600(第5回申請)	9:30~12:00、13:00~
	03-6447-5485(第5回以外)	17:30(平日)
沖縄県商工会連合会	098-859-6150	8:30~17:15(平日)

◆ 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円）を支給します。

対象：（法人の場合）資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も対象

（個人事業者の場合）フリーランス等のほか、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として税務上の雑所得または給与所得で確定申告をしている方等

給付内容：申請日の直前1か月以内に支払った賃料などをもとに算定された金額

申請期間：令和3年1月15日まで

相談窓口	電話番号	受付時間
経済産業省 家賃支援給付金コールセンター	0120-653-930	8:30~19:00(土、祝除く)

家賃支援給付金の申請はホームページからの電子申請を基本としていますが、電子申請の方法がわからない方等に対して、申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行います。

申請サポート会場の利用には事前予約が必要です。予約は、ホームページ【URL：<https://yachin-shien.go.jp/support/index.html>】又は以下の電話相談窓口から行えます。

【沖縄県内の申請サポート会場】

市町村	申請サポート会場
那覇市	那覇商工会議所2F(那覇市久米2-2-10)
名護市	オキナワマリオットリゾートアンドスパ3F(名護市喜瀬1490-1)

予約窓口	電話番号	受付時間
家賃支援給付金申請サポート会場 電話予約窓口	0120-150-413	9:00~18:00(土日祝含む)

◆ テレワークの導入に関する助成金（働き方改革推進支援助成金（テレワークコース））

厚生労働省では、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成しています。 <※令和2年度分は申請多数により9月18日で受付終了>

テレワーク相談センターでは、上記助成金に関する相談のほか、テレワークに必要なシステム環境、テレワーク時の労働時間や業務管理など、テレワークの導入に関する相談を受け付けています。

相談窓口	電話番号	受付時間
テレワーク相談センター(厚生労働省委託)	0570-550348	9:00~17:00(平日)

◆ 文化芸術活動の継続支援

文化庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援する「文化芸術活動の継続支援事業」を実施しています。 <令和3年2月28日まで延長>

新規募集期間：令和2年11月25日(水)10:00~令和2年12月11日(金)17:00(予定) ※予算の上限に達し次第、募集終了

事業実施期間：令和2年11月1日(日)~令和3年2月28日(日)

※ 既申請については、補助額が150万円以下である場合に差額分(10万円以上)を上限に、11月1日以降の計画(計画変更)として申請可能

相談窓口	電話番号	受付時間
(独)日本芸術文化振興会「文化芸術活動の継続支援事業」事務局コールセンター	0120-234-156(新規) 0120-620-147(その他)	10:30~17:00(平日)

◆ 営業時間短縮要請に伴う協力金

沖縄県では、那覇市・浦添市・沖縄市内の飲食店及び接待を伴う遊興施設等においては、営業時間を朝5時～夜10時までとするようお願いしています（時短要請期間：12月17日(木)～12月28日(月)）。

時短要請に協力した事業者には、1事業者あたり24万円の協力金が支給されます。

相談窓口	電話番号	受付時間
(協力金の申請について) 感染症対策協力金支援コールセンター	098-856-4427	9:00～17:00(平日)
(対象業種、対象エリア等要請内容について) 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部	098-866-2014	8:30～17:00(平日)

15 業種別の相談窓口

◆ 農林漁業者の資金繰りや農業保険（収入保険・農業共済）の相談窓口

収入保険において、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が減少した場合であっても、翌年の基準収入（過去5年間の平均が基本）に影響しない特例を設けます。

相談窓口	電話番号	受付時間
<資金繰り> 沖縄振興開発金融公庫 本店(中部、北部、宮古、八重山の各支店でも実施) ①農林漁業資金の融資 ②返済に関する相談	①098-941-1840 0120-956-318(土) ②098-941-1815 0120-964-594(土)	9:00～17:00(平日) 9:00～15:00(土)
<農業保険の相談窓口> 沖縄県農業共済組合 本所	098-833-8132	8:30～17:15(平日)

◆ 農林水産業・食品事業者向け相談窓口

農林水産省では、農林漁業者、食品関連事業者向けに、新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインや各種支援策をとりまとめています。

相談窓口	電話番号	受付時間
農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室	03-3502-8111 (内線5133)	9:00～17:00(平日)
沖縄総合事務局農林水産部農政課	098-866-1627	8:30～17:15(平日)

- ◆ ホテルや旅館などの宿泊事業者、旅行業者等からの相談、要望対応、活用可能な支援策の紹介等

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局運輸部企画室	098-866-1812	8:30~17:15(平日)

- ◆ バスやタクシー、貨物運送事業者からの相談、要望対応、活用可能な支援策の紹介等

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課	098-866-1836	8:30~17:15(平日)

- ◆ 港湾運送事業者、船舶運航事業者からの相談や要望対応、活用可能な支援策の紹介等

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836	8:30~17:15(平日)

- ◆ 文化芸術関係者に関する各種支援の情報（文化庁ホームページ）

URL
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html#info00

16 業種別の感染拡大予防ガイドライン

- ◆ 内閣官房のホームページでは、各業界団体が作成した 23 業種（①劇場・映画館等、②集会場等、③展示場等、④体育館・運動施設、⑤博物館島、⑥遊興施設、⑦自動車教習所等、⑧医療サービスなど）の感染拡大予防ガイドライン一覧を掲載しています。

URL
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf

- ◆ 沖縄県のホームページでは、県内の事業者向けに、感染拡大予防ガイドラインを作成する際の参考として、業種や施設の種別ごとの感染予防対策の留意事項、ガイドラインの作成イメージ等を掲載しています。

URL
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/koho/20200511.html

17 雇用関係に関する相談

- ◆ 特別労働相談窓口（再掲）

新型コロナウイルス感染症の影響による賃金の支払いや解雇、休業手当等
労務管理に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局雇用環境・均等室	098-868-6060	8:30～17:15(平日)
宮古労働基準監督署(総合労働相談コーナー)	0980-72-2303	9:30～17:00(平日)
宮古公共職業安定所(職業紹介部門)	0980-72-3329	8:30～17:15(平日)
八重山労働基準監督署(総合労働相談コーナー)	0980-82-2344	9:30～17:00(平日)
八重山公共職業安定所(職業紹介部門)	0980-82-2327	8:30～17:15(平日)

- ◆ 労働者及び使用者からの労働問題全般に関する相談に対する助言

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県女性就業・労働相談センター	0120-610-223	9:00～19:00(平日)

18 労働保険料の納付猶予

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

< 猶予の要件 >

次の要件をすべて満たすことが必要

- ① 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年

同期に比べて概ね 20%以上減少

② ①により、一時に納付を行うことが困難

③ 申請書が提出されていること

<猶予の対象>

○ 令和2年2月1日から3年2月1日までに納期限が到来する保険料等

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局 労働保険徴収室	098-868-4038	8:30~17:15(平日)

19 事業者間の取引

◆ 新型コロナウイルス感染症に対応する事業者又は事業者団体の取組についての独占禁止法及び下請法の考え方に関すること

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局総務部公正取引室	098-866-0049	8:30~17:15(平日)

◆ 中小企業・小規模事業者が抱える取引上のトラブルに関すること

相談窓口	電話番号	受付時間
下請け駆け込み寺(中小企業庁委託) (最寄りの「下請かけこみ寺」に転送)	0120-418-618	9:00~12:00、13:00 ~17:00(平日)

20 学生支援緊急給付金

◆ 家庭から自立してアルバイト等で学費を賄っていて、アルバイトの収入が減少したことにより、学業の継続が厳しい大学生・短大生・高専生・専門学校生等に対して1人当たり20万円(住民税非課税世帯の場合)もしくは10万円(住民税非課税世帯以外の場合)を給付します。

※申請方法等は、各学校の学生課等へお問い合わせください。

相談窓口	電話番号等
文部科学省	大学・短期大学・高等専門学校・ 日本語教育機関の学生
	専門学校生

21 奨学金の貸与、返済

- ◆ 日本学生支援機構では、新型コロナウイルスへの対応として、以下の取組を実施しています。詳しくは、下記の相談窓口へご相談ください。

(1) 家計の急変に対する奨学金

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

※ すでに大学等に在学している人が対象です。

(2) 奨学金の返還

新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先の業績悪化や出勤停止等に伴う減収、失業、内定取消等が生じ、奨学金の返還が困難となった方に対して、減額返還、返還期限猶予等の措置を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
日本学生支援機構 奨学金相談センター	0570-666-301(ナビダイヤル) (一部IP電話等の場合:03-6743-6100)	9:00~20:00(平日)

22 学生等の就学・生活相談

- ◆ 沖縄県では、学生やその学資の支払をしている方を対象として、電話、メールによる就学・生活相談、情報提供を行っています。

相談窓口	電話番号等
コロナ禍学生等就学・生活相談センター (沖縄県委託事業)	電話: 0120-373-376 (9:00~17:00(平日)) e-mail: senmongakusei@utt.okinawa

23 国税の確定申告の期限延長や、納付が困難な場合

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに確定申告書を受け付けることとなりました。

申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申出ていただくと、申告期限を延長する取扱いを行っています。(確定申告の相談は事前予約制)

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められることがあります(猶予期間中の延滞税は全額免除。担保の提供は不要)。

<対象>

令和2年2月1日から3年2月1日に納期限が到来する国税について、(1)及び(2)をいずれも満たす納税者等

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること。
- (2) 国税を一時に納付することが困難であること。

相談窓口	電話番号	受付時間
国税局猶予相談センター(沖縄国税事務所)	0120-826-167	8:30~17:00(平日)
那覇税務署 (管轄:那覇市の一部、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町)	098-867-3101	8:30~17:15 (平日)
北那覇税務署 (管轄:那覇市の一部、浦添市、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村)	098-877-1324	
沖縄税務署 (管轄:宜野湾市、沖縄市、うるま市、中城村、北中城村、嘉手納町、北谷町、読谷村)	098-938-0031	
名護税務署 (管轄:名護市、国頭郡、伊平屋村、伊是名村)	0980-52-2920	
石垣税務署 (管轄:石垣市、八重山郡)	0980-82-3074	
宮古島税務署 (管轄:宮古島市、宮古郡)	0980-72-4874	

24 県税の納付が困難な場合

- ◆ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります（担保の提供は不要。延滞金もかかりません。）。

※ 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能

<対象>

令和2年2月1日から3年2月1日に納期限が到来する県税について、(1)及び(2)をいずれも満たす納税者等

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 (2) 一時に納付することが困難であること。

相談窓口（自動車税・自動車取得税を含む。）	電話番号	受付時間
那覇県税事務所 （管轄：那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町）	098-867-1387 （自動車税以外） 098-867-1377 （自動車税）	8:30～17:15 （平日）
コザ県税事務所 （管轄：宜野湾市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村）	098-894-6502 （自動車税以外） 098-894-6503 （自動車税）	
名護県税事務所 （管轄：名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村）	0980-52-5138	
八重山事務所県税課 （管轄：石垣市、竹富町、与那国町）	0980-82-3045	
宮古事務所県税課 （管轄：宮古島市、多良間村）	0980-72-2553	

25 国民年金、厚生年金保険の納付等

【国民年金被保険者】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置

として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除の申請をすることができるようになりました。

＜対象＞

令和元年度分（令和2年2月分～2年6月分）及び2年度分（令和2年7月～3年6月分）の国民年金保険料について(1)及び(2)をいずれも満たす方

(1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと

(2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

※ 免除・納付猶予の承認基準（所得の基準）

(例) 全額免除・納付猶予の場合（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円
夫婦二人のみの世帯の例：2人×35万円+22万円=92万円

【事業者】

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができます（担保の提供は不要。延滞金もかかりません。）。

＜対象＞

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等について、次の条件を満たす事業主

※ 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）における収入が前年同期に比べて、20%以上減少していること

相談窓口	電話番号	受付時間
日本年金機構 ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話でかける場合: 03-6700-1165)	月 8:30～19:00 火～金 8:30～17:15 第2土 9:30～16:00
厚生年金保険料納付猶予 相談窓口 コールセンター	0570-666-228	8:30～17:15(平日) ※050で始まる電話は利用不可
来訪相談の予約専用受付電話	0570-05-4890 (050で始まる電話でかける場合: 03-6631-7521)	8:30～17:15(平日)
那覇年金事務所 (管轄:那覇市※、糸満市、豊見城市、 島尻郡(与那原町、久米島町、伊平屋村、伊是名村を除く。))	098-855-1111	8:30～17:15 (平日)

※厚生年金保険等については那覇市の一部（首里地区等の浦添年金事務所管内の地域を除く。）		【時間延長】 週初の開所日 17:15～19:00 【週末相談】 第2土曜 9:30～16:00
浦添年金事務所 （管轄:浦添市、南城市、西原町、与那原町、久米島町） ※厚生年金保険等については那覇市の一部（首里地区、曙町等）	098-877-0343	
コザ年金事務所 （管轄:沖縄市、宜野湾市、うるま市、中頭郡（西原町を除く。））	098-933-2267	
名護年金事務所 （管轄:名護市、国頭郡、伊平屋村、伊是名村）	0980-52-2522	
石垣年金事務所 （管轄:石垣市、竹富町、与那国町）	0980-82-9211	
平良年金事務所 （管轄:宮古島市、多良間村）	0980-72-3650	

26 国民健康保険税(料)等の納付

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料の減免や猶予が認められる場合があります（要件は市町村により異なります）。

詳しくは、お住まいの市町村の国民健康保険担当課（国民健康保険組合に加入している方は、その組合）、後期高齢者医療制度担当課、介護保険担当課にご相談ください。

<国が示す減免基準> ※介護保険については、2-(2)を除く。

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯（の方）
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれ、以下の(1)～(3)の全てに該当する世帯（の方）
 - (1) 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - (2) 前年の合計所得金額が1000万円以下
 - (3) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

27 運転免許証の更新

<免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方>

- ◆ 新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に運転免許証の更新期限までに更新手続きができず、更新期限が過ぎてしまいそうな方は、更新期限の前に、運転免許センターや警察署等で手続きすれば、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります。また更新期限も延長されます（手数料は無料）。（※1）

【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～12月28日までの間である方
（※2）（更新期限が過ぎてしまった方は対象外）

※1 この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続きを改めて受けていただく必要があります。

※2 既に更新期限を延長した方であっても、延長後の期限がこの期間の間にある方については、再度延長することができます。

<免許証の更新期限が過ぎてしまった方>

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許証の更新期限までに更新手続きができず、免許を失効させてしまった場合には、当該事情が止んだ日から1ヶ月以内に申請すれば、学科・技能試験が免除され適性試験に合格すれば講習を受講した後、運転免許証が発行されます（失効後3年以内に限ります。）。

※ 講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続きが必要

問合せ窓口等	電話番号等	受付時間
沖縄県警察本部交通部 運転免許課	098-851-1000	8:30～11:30、13:00～16:30（平日） 8:00～11:30、13:00～16:30（日曜）

28 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく免許申請等

- ◆ 免許申請関係

令和2年2月17日以降に行われる海技免許又は操縦免許の申請のうち、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年を超えているものについては、

合格日から1年を経過する日に申請があったものとして取り扱います。

◆ 更新申請関係

令和2年2月17日以降に有効期間が満了する海技免状又は操縦免許証の有効期間の更新申請であって、更新期間を超えて行われるものについては、当該海技免状等の有効期間の満了日に申請があったものとして取り扱います。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-866-1838	8:30~17:15(平日)

29 NHKの放送受信料

◆ NHKでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた方の受信料の支払いに関する相談窓口を開設しています。

期日までに受信料の支払いが難しい場合や、口座振替等ではなく払込用紙でのお支払いを希望される場合などは、下記窓口までご相談ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
NHK沖縄放送局(営業担当)	098-862-5151	10:00~17:00(平日)

30 電気、ガス、水道料金の支払い

◆ 電気料金の支払の猶予等

沖縄電力では、一時的に電気料金の支払いが困難である方等を対象として、電気料金の支払期日を延長する措置を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄電力コールセンター	0120-586-391 (IP電話の場合:098-993-7777)	8:30~17:00(平日)

◆ ガス料金の支払の猶予等

経済産業省は、ガス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた

状況に配慮し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請しております。お支払いでお困りの場合には、それぞれの契約事業者にお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課	098-866-1756	8:30~17:15(平日)

◆ 水道料金の支払の猶予等

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮している方等への対応として、水道料金の支払の猶予等が行われています。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

31 県内在住外国人の方の新型コロナウイルス感染症に関する相談

◆ 新型コロナウイルス感染症の発生状況、相談窓口等全般

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 コールセンター	0120-565653	英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語:9:00～21:00 タイ語:9:00～18:00 ベトナム語:10:00～19:00 (土日祝も実施)

◆ 電話医療相談

NPO 法人 AMDA 国際医療情報センターでは、日本語の助けを必要とする在日・訪日外国人の方々のために、多言語（9 か国語）による医療情報の提供、電話医療通訳を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
AMDA 国際医療情報 センター	03-6233-9266	10:00～16:00(平日) (対応言語) 英語、やさしい日本語：毎日 中国語：火曜日、木曜日 韓国語：月曜日 タイ語：火曜日 スペイン語：水曜日 ポルトガル語：金曜日 フィリピン語：月曜日 ベトナム語：第2、第4水曜日

32 県内在住外国人の方の生活相談

◆ 外国人在留支援センターヘルプデスク

外国人在留支援センター（FRESC、フレスク）ヘルプデスクでは、新しいコロナウイルスの影響で仕事がなくなったなど、生活に困っている外国人の相談を電話で聞きます。あなたを助けることができる仕組みや、在留（日本にいること）のために必要なことなどを教えることができます。困ったことがあるときは、電話をかけてください。

相談窓口	電話番号	受付時間
出入国在留管理庁 外国人在留支援センター (FRESC)ヘルプデスク	0120-76-2029	9:00～17:00 (平日)

◆ 外国人生活支援ポータルサイト

出入国在留管理庁の外国人生活支援ポータルサイトでは、新型コロナウイルス感染症に関する情報や、生活支援に関する情報について、多言語(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語等 14 か国語)で案内しています。

URL
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00055.html

◆ 日常生活での困りごとや悩みごと全般 (対応言語：英語及び中国語)

相談窓口	電話番号	受付時間
(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	098-942-9215	9:00～16:30(平日)

◆ 那覇市の外国人相談窓口

生活の中の困りごと相談 (健康、子育て、税金、仕事など)

相談窓口	電話番号	受付時間
那覇市市民生活安全課 ※ 英語通訳配置(10:00～17:00(12:00～13:00は昼休み))	098-867-0111 (内線 2217)	9:00～16:30(平日)

33 在留諸申請の取扱い

- ◆ 出入国在留管理庁では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、通常は「3か月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「6か月間」有効なものとして取り扱うなど、在留諸申請の取扱いに特別な対応を行っています。外国語(英語、韓国語、中国語、スペイン語等)でも対応しています。

相談窓口	電話番号	受付時間
出入国在留管理庁 外国人在留総合 インフォメーションセンター	0570-013904 (IP電話、PHSの場合： 03-5796-7112)	8:30～17:15(平日)
福岡出入国在留管理局那覇支局	098-832-4186	9:00～16:00(平日)

34 外国人旅行者の方の相談窓口

- ◆ 日本政府観光局（JNTO）では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日24時間、多言語（英語、中国語、韓国語）で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しており、新型コロナウイルス関連のお問い合わせにも対応しています。

相談窓口	電話番号	受付時間
日本政府観光局 Japan Visitor Hotline	050-3816-2787	24時間

- ◆ 沖縄県では、おきなわ多言語コンタクトセンター（Okinawa Multilingual Contact Center）を運営しており、外国人観光客への通訳サービス、緊急時のサポート等を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
おきなわ多言語コンタクトセンター	0570-077201(英語)	9:00～21:00
	0570-077202(中国語)	
	0570-077203(韓国語)	
	0570-077207(タイ語)	

- ◆ 沖縄県では、外国人観光客向けに急な病気・けがの電話相談を開設しています。コールセンターへ電話すると、常駐している看護師等が症状の聞き取り、助言等を行います。

相談窓口	電話番号	受付時間
インバウンド医療通訳 コールセンター	0570-050-235	24時間 (対応言語:英語・中国語(北京語・広東語)・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語等16ヵ国語)

35 消費者トラブル

- ◆ 消費者トラブルに関すること（市役所を名乗る電話で、給付金の申請に必要となるので銀行口座の番号とパスワードを教えるように言われた。マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた等）

相談窓口	電話番号	受付時間
国民生活センター 消費者ホットライン ※近くの消費生活相談窓口へ転送（土日祝日は国民生活センターへ転送）	188	10:00～12:00、13:00～16:00（平日、 ※各地の相談窓口時間による） 10:00～16:00（土日祝）

36 不当な差別、いじめ等

- ◆ 誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等

	相談窓口	電話番号	受付時間
法務省	みんなの人権110番	0570-003-110	8:30～17:15（平日）
	子どもの人権110番	0120-007-110	8:30～17:15（平日）
	外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	9:00～17:00（平日）
文部科学省	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間

37 児童虐待

- ◆ 児童虐待、子どもの養育、発達障害等

相談窓口	電話番号	受付時間
児童相談所虐待対応ダイヤル （お近くの児童相談所に繋がります）	189	24時間
おきなわ子ども虐待ホットライン （中央児童相談所に繋がります）	098-886-2900	17:30～翌8:30 （月～金） 24時間（土日祝）
中央児童相談所 （管轄：那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町、久米島町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村）	098-886-2900	9:00～11:00、 13:00～16:00 （平日）
コザ児童相談所 （管轄：沖縄市、宜野湾市、うるま市、名護市、北谷	098-937-0859	

町、嘉手納町、金武町、本部町、中城村、北中城村、読谷村、恩納村、宜野座村、今帰仁村、東村、大宜味村、国頭村、伊江村、伊是名村、伊平屋村)		
中央児童相談所宮古分室 (管轄:宮古島市、多良間村)	0980-75-6505	
中央児童相談所八重山分室 (管轄:石垣市、竹富町、与那国町)	0980-88-7801	

38 配偶者等からの暴力

◆ 配偶者等からの暴力、家庭生活の悩み等

相談窓口	電話番号	受付時間
法務省 女性の人権ホットライン	0570-070-810	8:30~17:15(平日)
内閣府 DV相談ナビ(最寄りの相談窓口に繋がります)	#8008又は 0570-0-55210	相談窓口の受付時間による
沖縄県警察本部 警察安全相談	#9110又は 098-863-9110	24時間
沖縄県女性相談所	098-854-1172	8:30~17:15(平日) 8:30~12:00、13:00~16:30 (土日祝)
沖縄県配偶者暴力相談支援センター	北部	0980-52-0051
	中部	098-989-6603
	南部	098-889-6364
	宮古	0980-72-3132
	石垣	0980-82-2330
		8:30~17:15(平日)

39 弁護士相談

◆ 新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な悩みごと

相談窓口	電話番号	受付時間
(一般の方) 沖縄弁護士会	098-865-3737	10:00~15:00(平日) ※予約受付後、後日、折り返しの電話で法律相談を行う
(事業主の方) 日本弁護士連合会 中小企業のためのひまわり ほっとダイヤル	0570-001-240	10:00~12:00、13:00~16:00(平日) ※予約受付後、後日、折り返しの電話で法律相談を行う(初回30分無料)

40 行政書士相談

- ◆ 行政書士は、許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談や書類作成を支援します。新型コロナウイルス感染症の影響で融資や支援が必要な事業者及び個人からの相談も行っています。
- ◆ 毎月第2月曜日開催の定例無料相談会(9:30~16:00)でも対応しています。
- ◆ 当面の間、持続化給付金については、1回目の相談を無料で対応する会員を随時ご紹介しています。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県行政書士会	098-870-1488	13:00~16:00(平日)

41 こころの悩み

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で精神的なストレスを抱えている方の相談

(電話相談)

相談窓口	電話番号	受付時間
おきなわいのちの電話	098-888-4343	10:00~23:00(土日祝含む)
沖縄県精神保健福祉センター こころの電話相談	① 098-954-9758 ② 098-970-6139 ③ 080-6486-2002	9:00~11:30、13:00~16:30 (月・水・木・金)
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間

(LINE・Twitter・チャット等 SNS による相談)

相談窓口	受付時間
よりそいチャット	月・火・木・金・日 17:00~22:30(受付は22:00まで) 水 11:00~16:30(受付は16:00まで)
こころのほっとチャット	毎日 12:00~16:00(受付は15:00まで) 17:00~21:00(受付は20:00まで)
下記リンク先(厚生労働省HP)もしくは次ページのQRコード参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html	

(「41 こころの悩み」に関する相談窓口 QRコード一覧)

・よりそいチャット LINE



・こころのほっとチャット LINE



・こころのほっとチャット Twitter



・こころのほっとチャット Facebook

